

第1回 札幌市介護保険事業計画推進委員会 (第9期) 説明資料等

○ 札幌市介護保険事業計画推進委員会について

資料 1	札幌市介護保険条例、札幌市介護保険事業計画推進委員会規則	1
資料 2	札幌市介護保険事業計画推進委員会の運営	3
資料 3	地域密着型サービス部会の設置	4
資料 4	地域密着型サービス部会の委員の選任	7
資料 5	市民調査部会・事業者調査部会の設置	8

○ 札幌市高齢者支援計画2024について

資料 6	札幌市高齢者支援計画2024の概要	9
------	-------------------	---

○ 札幌市の介護保険事業の現状、取組状況について

資料 7	被保険者（人口）と要介護・要支援認定者の状況	10
資料 8	介護保険サービスの状況	12
資料 9	第1号被保険者保険料	13
資料 10	地域密着型サービス事業者の指定状況（令和6年4～8月）	15

参考資料 1	介護保険制度の費用負担	18
参考資料 2	札幌市介護保険会計（令和3～5年度）の運営状況	19
参考資料 3	札幌市高齢者支援計画2024（令和6～8年度）における収支見込み	20
参考資料 4	保険給付費の推移（第8期実績・第9期見込み）	21
参考資料 5	第1号被保険者数・認定者数・サービス利用者数の推移（年度平均） （令和3～5年度）	22
参考資料 6	保険給付費執行状況（サービス種類別）（令和3～5年度）	23
参考資料 7	地域密着型サービス事業者の指定状況（令和4～6年）	24

札幌市介護保険条例（抄）

第 2 章 介護保険事業計画

（介護保険事業計画の推進）

第 2 条 市は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 117 条第 1 項の規定により定める札幌市介護保険事業計画（以下「計画」という。）の推進に関して、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

（介護保険事業計画推進委員会）

第 2 条の 2 計画の推進を図り、介護保険事業の円滑な実施を確保するため、札幌市介護保険事業計画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- （1）計画の策定、進行管理及び評価について調査審議し、及び意見を述べること。
- （2）前号に定めるもののほか、介護保険事業の実施に関する重要な事項について調査審議し、及び意見を述べること。

3 委員会は、委員 23 人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1）被保険者
- （2）学識経験者
- （3）保健、医療又は福祉の関係者
- （4）介護サービスの提供に携わる者
- （5）その他市長が適当と認める者

5 委員の任期は、3 年間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

8 委員会はその定めるところにより、部会の決議をもって委員会の決議とすることができる。

9 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

札幌市介護保険事業計画推進委員会規則

（趣旨）

第1条 この規則は、札幌市介護保険条例（平成12年条例第25号。以下「条例」という。）

第2条の2第9項の規定に基づき、札幌市介護保険事業計画推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員長及び副委員長）

第2条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員長及び副委員長共に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第3条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員会の会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第4条 部会は、委員長の指名する委員をもって組織する。

2 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

3 部会長は、部会を代表し、部会の事務を総理する。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

5 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「委員会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

（庶務）

第5条 委員会の庶務は、保健福祉局において行う。

（委任）

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

札幌市介護保険事業計画推進委員会の運営

1 運営方法

(1) 議題及び開催日時の決定

議題及び開催日時については、多くの委員が出席できるよう考慮しながら、委員長と事務局の打ち合わせにより決定します。

(2) 開催通知

原則として、開催日の3～4週間前にお知らせします。

(3) 資料の事前配布

原則として、開催日の1週間前までに各委員あてに郵送します。

(4) 委員会の公開等

会議は原則として公開とし、一般市民が傍聴できるものとします。

ただし、会場の制約上、定員を超えた場合には、委員会の議事録要旨の閲覧で対応します。

なお、周知は、本市の広報システム及び公式ホームページを活用して行います。

2 開催回数と議題（予定）

- 令和6年度（2024年度） 2回程度
- 令和7年度（2025年度） 3回程度
- 令和8年度（2026年度） 5回程度
 - ・ 介護保険の運営状況等について
 - ・ 介護保険事業の実態調査について
 - ・ 高齢者支援計画策定について など

3 参考（前期介護保険事業計画推進委員会（第8期）の開催時期）

- 令和3年度（2021年度） 9月、2月
- 令和4年度（2022年度） 6月、10月
- 令和5年度（2023年度） 6月、8月、10月、11月、3月

地域密着型サービス部会の設置

1 地域密着型サービスの概要について

(1) 地域密着型サービスの趣旨と基本的な考え方

地域密着型サービスは、高齢者が要介護状態となっても、住み慣れた自宅や地域での生活をできるだけ続けられるよう支援するためのサービスです。

原則として、日常生活圏域内で必要なサービス利用が完結するよう計画的に整備を進めていきます。

地域密着型サービスは、以下の9種類です。

- ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ② 夜間対応型訪問介護
- ③ 地域密着型通所介護（定員 18 人以下の通所介護）※平成 28 年 4 月～
- ④ 認知症対応型通所介護
- ⑤ 小規模多機能型居宅介護
- ⑥ 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）
- ⑦ 地域密着型特定施設入居者生活介護（定員 29 人以下の介護専用型特定施設）
- ⑧ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（定員 29 人以下の特別養護老人ホーム）
- ⑨ 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）

(2) 地域密着型サービスの仕組み

	概要	介護保険法 関係条文
指定・ 指定権限	- 指定・指導監督の権限は、保険者である市町村が有する。 - 原則として、事業者が存在する市町村の被保険者のみがサービスを利用できる（住所地特例適用被保険者である要介護被保険者を除く）。 ※ 所在市町村以外の被保険者が利用する場合は、改めて当該市町村から指定を受ける必要がある。その場合、事業所所在市町村長の同意を得なければならない。	第 78 条の 2 第 42 条の 2 第 78 条の 2-4 ④
適正な 基盤整備	- 市町村介護保険事業計画に定められた市町村（又は日常生活圏域）ごとの利用定員の総数を超える場合には、指定をしないことができる。 ※ 認知症高齢者グループホーム、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の 3 サービスに限る。 - 市町村は、適正な運営を確保するため指定に際し必要な条件を付することができる。 - 定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の見込量及び質の向上のために、特に必要があると認めるときは、公募を通じた選考によって指定できる。	第 78 条の 2-6 ④ 第 78 条の 2-8 第 78 条の 13

基準	・ 市町村は地域の実情に応じて、国が定める基準の範囲内で、独自の指定基準や報酬を設定することができる。	第42条の2-4 第78条の4-5
公平・公正な仕組み	・ 公平・公正の観点から、市町村は指定の適否の決定をする際には、関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 ・ 市町村は独自に指定基準等を設定する際には、関係者の意見を反映させるための措置を講じなければならない。 ※ 被保険者、学識経験者、介護サービス事業者などで構成された「運営委員会」等を組織し、意見反映の場とする（名称や構成員等は市町村ごとに異なる）。	第42条の2-5 第78条の2-7 第78条の4-6

(3) 利用者数推移及び見込み（月平均）

（単位：人）

	R3	R4	R5	R6	R7	R8
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	3,683	3,904	4,164	4,419	4,678	4,880
夜間対応型訪問介護	68	58	49	49	52	53
地域密着型通所介護	5,717	5,748	5,697	5,697	5,705	5,813
認知症対応型通所介護	632	636	638	658	664	655
小規模多機能型居宅介護	3,383	3,384	3,418	3,444	3,507	3,608
認知症対応型共同生活介護	4,274	4,318	4,359	4,444	4,546	4,648
地域密着型特定施設入居者生活介護	13	13	14	14	14	14
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	299	299	278	278	278	278
看護小規模多機能型居宅介護	705	866	1,023	1,157	1,190	1,241

※ R3～R4 年度は実績。R5～R8 年度は札幌市高齢者支援計画 2024 の見込み。

(4) 事業所数推移（各年4月1日時点）

（単位：か所）

	R3	R4	R5	R6	R6.7
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	74	76	82	84	85
夜間対応型訪問介護	3	3	3	3	3
地域密着型通所介護	292	292	283	262	260
認知症対応型通所介護	67	63	61	60	60
小規模多機能型居宅介護	162	170	170	175	174
認知症対応型共同生活介護	263	266	267	268	271
地域密着型特定施設入居者生活介護	1	1	1	1	1
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	11	11	11	10	10
看護小規模多機能型居宅介護	30	38	44	48	48

2 「地域密着型サービス部会」の設置について

(1) 設置の目的等

平成18年度の介護保険法（以下「法」という。）の改正に伴い、新たなサービス類型として地域密着型サービスが創設されました。このサービスは、市町村が指定権限を有するとともに、国が定める基準の範囲内で、地域の実情に応じた弾力的な指定基準と報酬設定ができることとなっております。

そして、これらの権限を行使する際には、法の規定により、公平・公正を図るため、被保険者その他の関係者の意見を反映させる等の措置を講ずることが求められており、具体的には、国の指針（「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」令和3年厚生労働省告示第29号 第二-三-2-(一)）により、委員会の設置が義務化されております。

この委員会は、既存の介護保険事業計画推進委員会等を活用して差し支えないとされておりますことから、札幌市におきましては当推進委員会内に地域密着型サービス部会（以下「部会」という。）を設置しているところです。

(2) 部会の役割

ア 部会では次の事項について札幌市に対し意見を述べていただいております。

- ・ 札幌市が地域密着型サービスの指定基準を設定しようとするとき。（法第78条の4第6項）
- ・ 札幌市が地域密着型サービスの介護報酬を設定しようとするとき。（法第42条の2第5項）

イ 地域密着型サービスの質の確保、運営評価その他札幌市が地域密着型サービスの適正な運営を確保する観点から必要であると判断した事項について協議していただきます。

(3) 部会の開催頻度

上記(2)の項目について、随時開催としております。

地域密着型サービス部会委員の選任

1 委員構成について

地域密着型サービス部会の委員については、地域の実情に応じて、介護保険の被保険者、介護サービス及び介護予防サービスの事業者・利用者、地域における福祉関係者、学識経験者などを選定することになっております。

このため、部会委員はなるべく各分野からバランスよく選定することとします。

2 委員数について

人数については部会を随時開催する際に、参加委員の日程調整等を比較的短期間の内に行わなければならない状況が見込まれることから、あまり多人数を選定すること是不適当と考えられるため、前回の地域密着型サービス部会の委員数とほぼ同様の6～7名で構成します。

3 委員の選定について

部会委員については、委員長の名指しとしておりますので、以上のことを踏まえ、委員長及び副委員長と調整のうえ選定します。

市民調査部会・事業者調査部会の設置

本市では、高齢者支援計画の策定にあたり、基礎資料とするための各種調査を実施しています。

推進委員会ではこれまで、この各種調査の項目を検討するため、「市民調査部会」及び「事業者調査部会」を設置していました。

1 前期における部会の役割について

令和4年度に行った各種調査について、細部にわたる論議や分析、課題整理などを行い、調査項目を検討いただきました。

(1) 市民調査部会（12 名）

ア 40 歳以上の市民に対する、高齢社会に関する意識調査の項目の検討

イ 要介護（支援）認定者意向調査の項目の検討

(2) 事業者調査部会（11 名）

介護保険サービス提供事業者調査の項目の検討

(3) 検討結果について

各部会での検討結果を推進委員会（全体会議）へご提案いただき、それらを基に推進委員会において総合調整を行いました。

2 部会の運営状況について

各部会とも、令和4年度（8～10月）に2回ずつ開催しました。

3 今期における部会の設置について

来年度（令和7年秋冬頃）に予定している各種調査の実施に向け、部会の役割、委員構成等を検討の上、次回以降の推進委員会でお諮りします。

札幌市高齢者支援計画 2024 の進捗管理

1 計画の進捗管理について

国が示す手引きを参考として、計画に掲載したサービス見込み量や取組、目標を継続的に評価、分析し、その成果を公表するとともに、必要に応じて見直しを行うなど、地域の実情に応じた進捗管理に取り組む必要があります。

2 進捗状況を報告する項目について

平成 29 年の介護保険法改正に伴い市町村介護保険事業計画の必須記載事項となった「自立した日常生活の支援」、「要介護状態等となることの予防、軽減、悪化の防止」及び「介護給付費等に要する費用の適正化」について、高齢者支援計画で定める視点のうち、関係が深い視点 3～5 の中から主だった取組の進捗状況を報告していきます。

(1) 【視点 3】 高齢者がいつまでも自分らしく生活できる地域づくり

- ア 介護予防活動の充実（介護予防センターによる介護予防教室や介護予防の普及啓発の実施、地域リハビリテーション活動支援事業の実施等）（計画書 P128）
- イ 地域包括支援センターの機能強化（計画書 P129）
- ウ 老人クラブへの活動支援（計画書 P133）

(2) 【視点 4】 認知症施策の推進（認知症施策推進計画）

- ア チームオレンジの体制整備（計画書 P143）
- イ 認知症高齢者支援の充実（認知症サポーター養成講座の実施、相談窓口の周知等）（計画書 P143）
- ウ 認知症医療・支援体制の充実（計画書 P151）

(3) 【視点 5】 超高齢社会においても持続可能な制度運営

- ア 縦覧点検・医療情報との突合（計画書 P155）
- イ ケアプラン点検の実施（計画書 P155）
- ウ 介護現場の生産性向上（業務改善）支援（計画書 P161）
- エ 介護人材確保・定着の取組（リーダー・育成担当者向けのフォローアップ研修、若年層に対する介護のイメージアップ啓発、人材確保・職員採用力向上への支援等）（計画書 P161～162）

被保険者（人口）と要介護・要支援認定者の状況

1 全国との比較

(1) 人口構成（令和 5 年 10 月 1 日現在）

札幌市は全国に比べて 65 歳以上人口の総人口に占める割合（高齢化率）が低くなっています。

（単位：千人）

	第 1 号 被保険者		第 2 号 被保険者	(参考)		
	65 歳以上		40～64 歳	30～39 歳	20～29 歳	19 歳以下
	75 歳以上	65～74 歳				
札幌市 (1,958)	557 (28.5%)		694 (35.4%)	221 (11.3%)	198 (10.1%)	288 (14.7%)
	266 (13.6%)	292 (14.9%)				
全 国 (124,352)	36,227 (29.1%)		42,316 (34.0%)	13,427 (10.8%)	12,715 (10.2%)	19,667 (15.8%)
	20,078 (16.2%)	16,149 (13.0%)				

※ 全国は総務省統計局推計人口、札幌市は住民基本台帳人口による。

※ () 内は総人口に対する構成割合

※ 小数点以下の処理の都合により、各項目と合計が一致しない場合がある。

(2) 要介護・要支援認定率（被保険者に占める各認定者の割合）（各年度 10 月 1 日現在）

札幌市は全国に比べて要介護等認定率が約 2 ポイント高くなっています。

	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
札幌市	20.4%	20.8%	20.8%	20.8%	21.1%	21.3%
全 国	18.3%	18.5%	18.6%	18.8%	19.1%	19.3%

※ 介護保険事業状況報告等による。

※ 第 2 号被保険者は含まない。

(3) 要介護度別認定者割合（令和 5 年 10 月 1 日現在）

札幌市は全国に比べて要介護 2～5 の重度の要介護認定を受けた人の割合が低く、要支援 1・2、要介護 1 の認定を受けた人の割合が高くなっています。

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
札幌市	19.9%	15.8%	24.0%	14.6%	9.4%	10.0%	6.4%
全 国	14.3%	13.9%	20.8%	16.7%	13.2%	12.8%	8.4%

※ 介護保険事業状況報告等による。

※ 第 2 号被保険者は含まない。

2 札幌市の直近のデータ

(1) 人口構成（令和 6 年 7 月 1 日現在）

（単位：千人）

	第 1 号 被保険者		第 2 号 被保険者	(参考)		
	65 歳以上		40～64 歳	30～39 歳	20～29 歳	19 歳以下
	75 歳以上	65～74 歳				
札幌市 (1,957)	561 (28.7%)		694 (35.5%)	219 (11.2%)	199 (10.1%)	285 (14.5%)
	302 (15.5%)	259 (13.3%)				

※ 住民基本台帳人口による。

※ （ ）内は総人口に対する構成割合

※ 小数点以下の処理の都合により、各項目と合計が一致しない場合がある。

(2) 要介護度別認定者数と割合（令和 6 年 6 月 1 日現在）

認定者数は 6 月 1 日現在 119,724 人（令和 5 年 6 月 1 日現在：116,872 人）で、この 1 年間で 2,852 人増（対前年比 102.0%）となっています。

要介護度別の割合は、要介護 1 が最も多く、要支援 1、要支援 2 の順に続いています。

（単位：人）

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
認定者数	24,881	19,179	28,343	17,219	10,838	11,581	7,683
割合	20.8%	16.0%	23.7%	14.4%	9.1%	9.7%	6.4%

※ 介護保険事業状況報告等による。

※ 第 2 号被保険者は含まない。

介護保険サービスの状況

1 サービス利用者数の構成割合（各年度平均）

	サービス種別	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
札幌市	居宅介護・介護予防	67.5%	67.8%	68.1%
	地域密着型（介護予防）	20.6%	20.5%	20.3%
	施設	11.9%	11.7%	11.5%
全 国	居宅介護・介護予防	68.7%	未集計	未集計
	地域密着型（介護予防）	15.1%	未集計	未集計
	施設	16.3%	未集計	未集計

※ 介護保険事業状況報告等による。

※ 端数処理の関係で割合の合計が 100%にならない場合がある。

※ 令和 4 年度及び令和 5 年度は、全国の数値が未集計

2 サービス費用（保険給付費）の構成割合（各年度平均）

	サービス種別	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
札幌市	居宅介護・介護予防	46.6%	47.0%	47.8%
	地域密着型（介護予防）	26.6%	26.7%	26.4%
	施設	26.8%	26.3%	25.8%
全 国	居宅介護・介護予防	50.4%	未集計	未集計
	地域密着型（介護予防）	17.2%	未集計	未集計
	施設	32.4%	未集計	未集計

※ 介護保険事業状況報告等による。

※ 端数処理の関係で割合の合計が 100%にならない場合がある。

※ 令和 4 年度及び令和 5 年度は、全国の数値が未集計

第 1 号被保険者の所得段階別保険料

所得段階	対象者	負担割合	第 8 期	第 9 期
第 1 段階	生活保護を受給している方、中国残留邦人等の 方々のための支援給付を受けている方、老齢福祉 年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の方 世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の公 的年金収入金額と合計所得金額の合計が 80 万円 以下の方	基準額 ×0.285 (前計画では ×0.30)	20,781 円	19,742 円
第 2 段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の公 的年金収入金額と合計所得金額の合計が 80 万円 を超え 120 万円以下の方	基準額 ×0.485 (前計画では ×0.50)	34,635 円	33,596 円
第 3 段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の公 的年金収入金額と合計所得金額の合計が 120 万円 を超える方	基準額 ×0.685 (前計画では ×0.70)	48,489 円	47,450 円
第 4 段階	世帯の中に市町村民税課税者がいて、本人が市町 村民税非課税で、本人の前年の公的年金収入金額 と合計所得金額の合計が 80 万円以下の方	基準額 ×0.90	62,343 円	62,343 円
第 5 段階	世帯の中に市町村民税課税者がいて、本人が市町 村民税非課税で、本人の前年の公的年金収入金額 と合計所得金額の合計が 80 万円を超える方	基準額	69,270 円	69,270 円
第 6 段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 135 万円未満の方	基準額 ×1.15	79,661 円	79,661 円
第 7 段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 135 万円以上 210 万円未満の方	基準額 ×1.25	86,588 円	86,588 円
第 8 段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 210 万円以上 360 万円未満の方	基準額 ×1.50	103,905 円	103,905 円
第 9 段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 360 万円以上 510 万円未満の方	基準額 ×1.75	121,223 円	121,223 円
第 10 段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 510 万円以上 610 万円未満の方	基準額 ×2.00	138,540 円	138,540 円
第 11 段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 610 万円以上 710 万円未満の方	基準額 ×2.10	145,467 円	145,467 円
第 12 段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 710 万円以上 810 万円未満の方	基準額 ×2.20	152,394 円	152,394 円
第 13 段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 810 万円以上の方	基準額 ×2.30	159,321 円	159,321 円

※ 第 8 期は令和 3 年度～令和 5 年度、第 9 期は令和 6 年度～令和 8 年度の年間保険料を掲載。

※ 第 1～3 段階は、保険料軽減に伴う、軽減後の保険料及び負担割合を掲載。

※ 令和 3 年度～令和 5 年度の第 6 段階以降の基準所得金額については、平成 30 年度の税改正の
影響を考慮し、第 6 段階以降の方の合計所得金額のうち、公的年金収入に係る年金所得金額など
から最大 10 万円を控除する特例措置が設けられていたため、一律 10 万円を差し引いた金額に読
み替えてください。

計画期間	全国平均	政令市平均	道内平均	札幌市
第 8 期	6,014 円	6,381 円	5,693 円	5,773 円
第 9 期	6,225 円	6,691 円	5,738 円	5,773 円

※ それぞれ、保険料基準額の月額を掲載。

地域密着型サービス事業者の指定状況

【令和6年4月1日指定】

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護 1事業所

サービス種類	申請者	代表者		事業所名称	所在地	定員等	併設の有無
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	株式会社土屋	代表取締役	大山 敏之	定期巡回サービス土屋 札幌白石	札幌市白石区中央2条6丁目1-38SOC白石ビル3F-AB号室		無

②地域密着型通所介護 2事業所

サービス種類	申請者	代表者		事業所名称	所在地	定員等	併設の有無
地域密着型通所介護 第1号通所事業	株式会社Start movement	代表取締役	大堀 具視	デイサービスRe-Start	札幌市西区西野3条3丁目6-10	10名	
地域密着型通所介護 第1号通所事業	社会福祉法人勤医協福祉会	理事長	太田 眞智子	勤医協デイサービス大栄	札幌市北区北32条西8丁目1-1	18名	

③(介護予防)認知症対応型通所介護 1事業所

サービス種類	申請者	代表者		事業所名称	所在地	定員等	併設の有無
認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護	i-re.create株式会社	代表取締役	田村 健	デイサービスSunday	札幌市中央区南12条西8丁目1-3 パークレジデンス101号室	12名	

④(介護予防)認知症対応型共同生活介護 2事業所

サービス種類	申請者	代表者		事業所名称	所在地	定員等	併設の有無
認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	S&Nふれあいケアサービス株式会社	代表取締役	平井 麻梨英	ふれあいの里 グループホームやまのて	札幌市西区山の手6条7丁目2番17号	9人×9人	
認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	社会福祉法人博栄会	理事長	村上 睦	グループホーム シンシア米里	札幌市白石区米里1条3丁目10番11号	8人×8人 ×8人	

⑤看護小規模多機能型居宅介護 2事業所

サービス種類	申請者	代表者		事業所名称	所在地	定員等	併設の有無
看護小規模多機能型居宅介護	社会医療法人貞仁会	理事長	高橋 大賀	看護小規模多機能型居宅介護 新札幌ひばりが丘	札幌市厚別区厚別中央3条2丁目12番40号	定員20人 通い10人 宿泊6人	有
看護小規模多機能型居宅介護	株式会社ソニック	代表取締役	櫻井 利行	あおい星置	札幌市手稲区星置3条1丁目2番45号	定員29人 通い15人 宿泊6人	有

【令和6年5月1日指定】

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護 1事業所

サービス種類	申請者	代表者		事業所名称	所在地	定員等	併設の有無
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	さっぽろ高齢者福祉生活協同組合	代表理事	小松 徹人	福祉生協 苗穂ラウンド24	札幌市東区北5条東10丁目16-1イリス苗穂		有

②地域密着型通所介護 2事業所

サービス種類	申請者	代表者		事業所名称	所在地	定員等	併設の有無
地域密着型通所介護 第1号通所事業	株式会社LandGroove	代表取締役	宮川 武	プレイリハビリ@美園	札幌市豊平区美園1条6丁目3-12フルール美園	10名	
地域密着型通所介護 第1号通所事業	株式会社こもく	代表取締役	渡部 道大	デイサービスこもく	札幌市清田区北野5条5丁目12-20ディアネス5・5 1階	10名	

【令和6年6月1日指定】

①地域密着型通所介護 3事業所

サービス種類	申請者	代表者		事業所名称	所在地	定員等	併設の有無
地域密着型通所介護 第1号通所事業	ワンダーストレージ株式会社	代表取締役	佐藤 恵輔	明日も行きたくなるデイサービスうるおい二十四軒	札幌市西区二十四軒1条4丁目2番35号アリコンビル1階	10人	
地域密着型通所介護 第1号通所事業	ワンダーストレージ株式会社	代表取締役	佐藤 恵輔	明日も行きたくなるデイサービスうるおい美香保	札幌市東区北21条東7丁目1-28	10人	
地域密着型通所介護 第1号通所事業	株式会社ヤマチコーポレーション	代表取締役	山地 章夫	デイサービスきたえるーむ札幌北栄	札幌市東区北47条東8丁目3-3	10人	

【令和6年7月1日指定】

①地域密着型通所介護 1事業所

サービス種類	申請者	代表者		事業所名称	所在地	定員等	併設の有無
地域密着型通所介護	社会福祉法人ろく舎	理事長	天野 佐智子	デイサービスセンター香音 清田	札幌市清田区清田1条4丁目3-57	18人	

【令和6年8月1日指定】

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

サービス種類	申請者	代表者		事業所名称	所在地	定員等	併設の有無
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	SOMPOケア株式会社	代表取締役	鷲見 隆充	SOMPOケア 北大前 定期巡回	札幌市北区北21条西5丁目2-1		有

②地域密着型通所介護

サービス種類	申請者	代表者		事業所名称	所在地	定員等	併設の有無
地域密着型通所介護 第1号通所事業	株式会社SHARE	代表取締役	佐伯 輝明	スマートライフreha菊水	札幌市白石区菊水3条2丁目6-8ヴィ サージュ菊水1F	15人	
地域密着型通所介護	合同会社まんまる	代表社員	菊地 優太	ペルメールケア拓北	札幌市北区拓北2条4丁目1-1	10人	

③(介護予防)認知症対応型通所介護

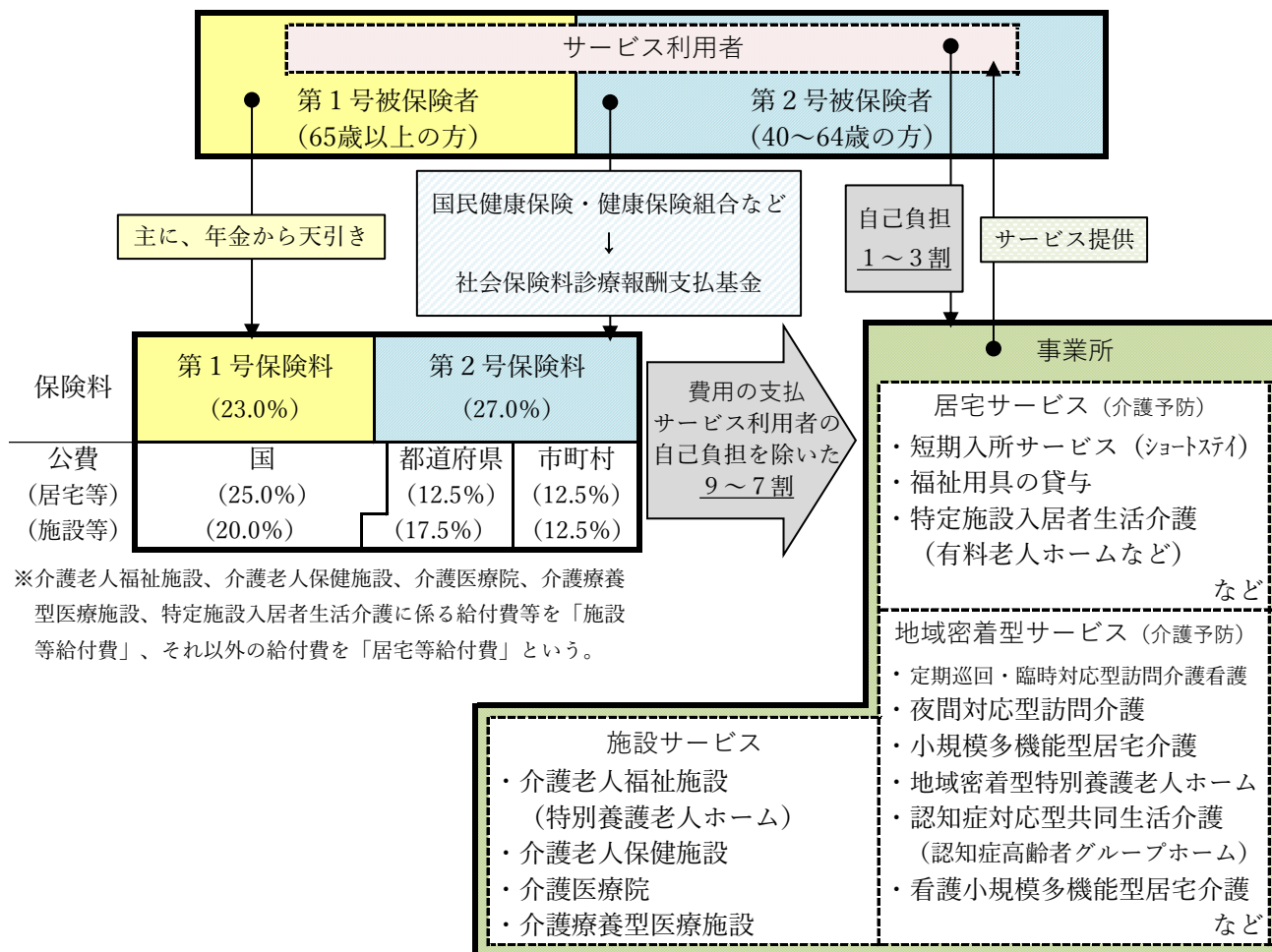
サービス種類	申請者	代表者		事業所名称	所在地	定員等	併設の有無
認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護	株式会社ライフ・クリエイト	代表取締役	戸沼 元希	デイサービス喜望蓬	札幌市西区発寒10条2丁目4番10号	3人	

【参考資料 1】

介護保険制度の費用負担

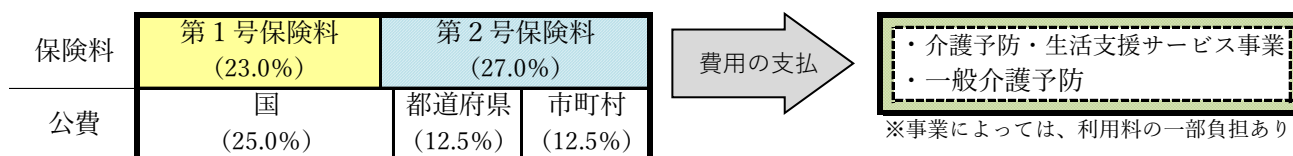
1 介護給付・予防給付について

○被保険者（保険の加入者）と市町村（保険者）の財源

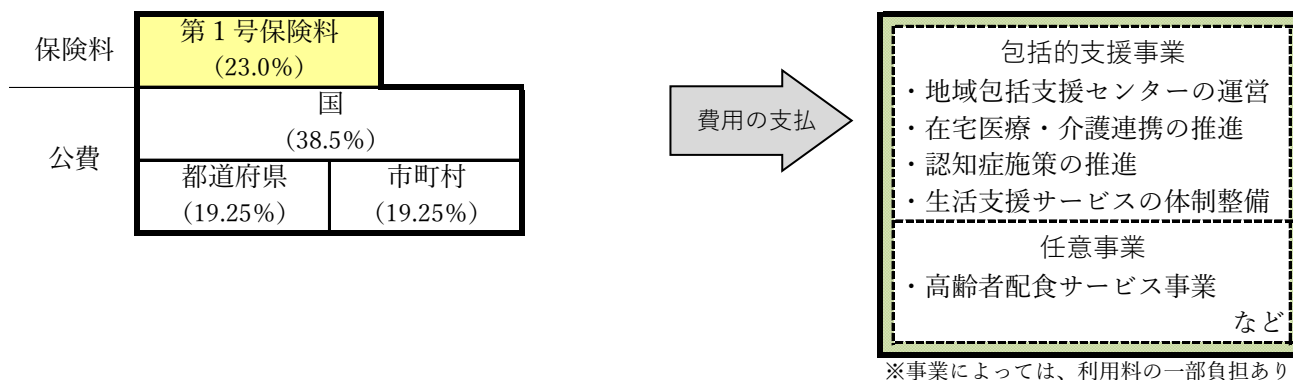


2 地域支援事業について

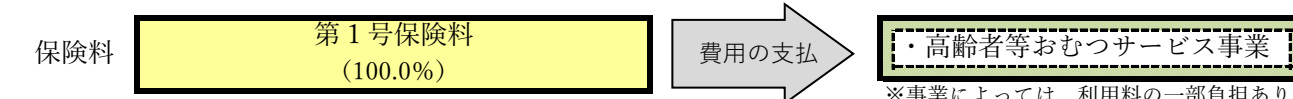
(1) 介護予防・日常生活支援総合事業



(2) 包括的支援事業、任意事業



(3) 保健福祉事業



札幌市介護保険会計（令和 3 ～令和 5 年度）の運営状況

[歳出内訳]

(単位：百万円)

	歳出		
	計画	実績	差額
給付費関係歳出合計	483,134	462,469	△ 20,665
保険給付費計	456,891	439,827	△ 17,064
居宅サービス費	201,213	193,939	△ 7,274
地域密着型サービス費	116,545	110,726	△ 5,819
施設サービス費	113,505	109,624	△ 3,881
特定福祉用具購入費	717	728	11
住宅改修費	1,906	1,727	△ 179
特定入所者介護サービス費	9,079	8,240	△ 839
高額介護サービス費	11,797	12,645	848
高額医療合算介護サービス費	1,679	1,724	45
審査支払手数料	450	474	24
地域支援事業費計	26,243	22,642	△ 3,601
介護予防・日常生活支援総合事業費	20,689	17,082	△ 3,607
包括的支援・任意事業費	5,469	5,493	24
審査支払手数料	85	67	△ 18
財政安定化基金拠出金	0	0	0

[歳入内訳]

(単位：百万円)

	歳入		
	計画	実績	差額
給付費関係歳入合計	484,324	473,641	△ 10,683
公費負担収入計	252,363	247,112	△ 5,251
保険給付費	229,811	224,490	△ 5,321
国負担分	108,299	107,399	△ 900
道負担分	64,400	62,128	△ 2,272
市負担分	57,112	54,963	△ 2,149
地域支援事業費	14,659	13,191	△ 1,468
国負担分	7,361	6,683	△ 678
道負担分	3,649	3,308	△ 341
市負担分	3,649	3,200	△ 449
保険料軽減分	7,893	7,782	△ 111
保険者機能強化推進交付金 ^{※1}	0	705	705
介護保険保険者努力支援交付金 ^{※2}	0	791	791
介護保険災害臨時特例補助金 ^{※3}	0	153	153
保険料収入等計	231,961	226,529	△ 5,432
第 1 号保険料	128,970	122,776	△ 6,194
支払基金交付金（第 2 号保険料）	99,036	99,469	433
介護給付費準備基金	3,955	4,284	329

※1 市町村の自立支援・重度化防止等の取り組みを支援するために、平成30年度に創設された交付金。

※2 介護予防・健康づくり等に資する取り組みを支援するために、令和2年度に新設された交付金。

※3 東日本大震災の被災者の方への支援として行った介護保険料の減免、介護保険サービスの利用者負担分の免除及び新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対する介護保険料の減免に関して、国から交付された補助金。

【参考資料 3】

札幌市高齢者支援計画2024（令和 6 ～ 8 年度）における収支見込

[歳出内訳]

(単位：百万円)

	歳出			
	R 6 年度 (2024年度)	R 7 年度 (2025年度)	R 8 年度 (2026年度)	第 9 期合計
給付費関係歳出合計	168,514	175,188	182,068	525,770
保険給付費計	159,151	164,727	170,582	494,460
住宅サービス費	72,156	75,793	79,563	227,512
地域密着型サービス費	39,980	41,030	42,243	123,254
施設サービス費	37,911	38,595	39,230	115,736
特定福祉用具購入費	256	260	284	799
住宅改修費	662	676	691	2,028
特定入所者介護サービス等	2,870	2,899	2,928	8,697
高額介護サービス費	4,539	4,675	4,816	14,031
高額医療合算介護サービス費	615	633	656	1,905
審査支払手数料	161	166	172	498
地域支援事業費計	8,925	9,985	10,976	29,886
介護予防・日常生活支援総合事業費	6,686	7,594	8,476	22,756
包括的支援・任意事業費	2,213	2,365	2,473	7,052
審査支払手数料	25	26	27	78
保健福祉事業費計	438	476	510	1,424
高齢者等おむつサービス事業	438	476	510	1,424
財政安定化基金拠出金	0	0	0	0

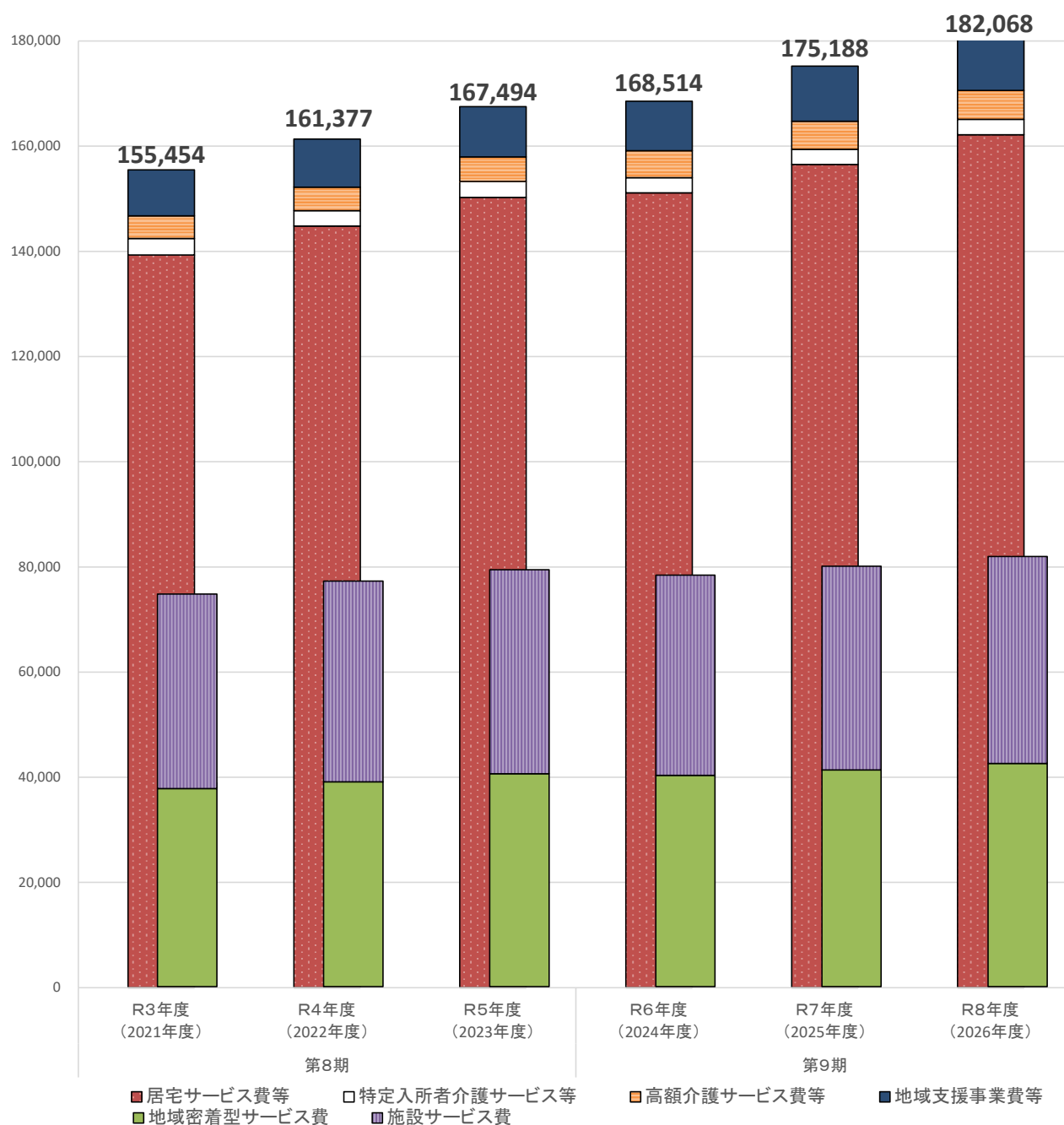
[歳入内訳]

(単位：百万円)

	歳入			
	R 6 年度 (2024年度)	R 7 年度 (2025年度)	R 8 年度 (2026年度)	第 9 期合計
給付費関係歳入合計	168,474	175,147	182,027	525,649
公費負担収入計	87,524	91,129	94,938	273,591
保険給付費	80,247	83,240	86,472	249,959
国負担分	38,022	39,569	41,286	118,876
道負担分	22,335	23,084	23,867	69,286
市負担分	19,890	20,587	21,319	61,797
地域支援事業費	5,095	5,679	6,222	16,996
国負担分	2,562	2,860	3,141	8,562
道負担分	1,267	1,409	1,541	4,217
市負担分	1,267	1,409	1,541	4,217
保険料軽減分	2,182	2,210	2,244	6,636
保険料収入等計	80,950	84,018	87,089	252,058
第 1 号保険料	33,616	34,058	34,484	102,157
支払基金交付金（第 2 号保険料）	44,768	46,519	48,338	139,625
介護給付費準備基金	2,566	3,442	4,268	10,276

※ 端数処理の関係で、内訳と合計は一致しない場合があります。

保険給付費等の推移（第8期実績・第9期見込み）



(単位：百万円)

	第8期			第9期		
	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
保険給付費等合計	155,454	161,377	167,494	168,514	175,188	182,068
保険給付費	146,761	152,180	157,950	159,151	164,727	170,582
居宅サービス費等※1	139,290	144,812	150,233	151,126	156,519	162,182
地域密着型サービス費	37,465	38,779	40,301	39,980	41,030	42,243
施設サービス費	36,867	37,996	38,641	37,911	38,595	39,230
特定入所者介護サービス費	3,148	2,897	3,034	2,870	2,899	2,928
高額介護サービス費等※2	4,323	4,471	4,682	5,155	5,309	5,472
地域支援事業費等※3	8,693	9,197	9,545	9,363	10,461	11,486

※1 居宅サービス費等

⇒ 保険給付費のうち、特定入所者介護サービス費等と高額介護サービス費等を除いたもの
(居宅サービス費と特定福祉用具購入費、住宅改修費、審査支払手数料の合計)

※2 高額介護サービス費等

⇒ 高額介護サービス費と高額医療合算介護サービス費の合計

※3 地域支援事業費等

⇒ 地域支援事業費と保健福祉事業費（R3年度～）の合計

第 1 号被保険者数、認定者数、サービス利用者数の推移（各年度平均）（令和 3～5 年度）

（単位：人）

	令和 3 年度 (2021年度)		令和 4 年度 (2022年度)		令和 5 年度 (2023年度)	
		うち介護予防		うち介護予防		うち介護予防
第 1 号被保険者数（A）	545,242		550,195		554,543	
要介護等認定者数（B）	115,866	40,022	117,849	41,294	120,484	43,164
第 1 号認定者数（C）	113,942	39,514	115,921	40,777	118,482	42,609
第 2 号認定者数	1,924	508	1,928	518	2,001	556
サービス利用者数（D = E + F + G）	88,478	11,582	83,602	11,592	93,525	13,054
居宅サービス【実数】（E）	59,690	11,408	56,834	11,435	63,762	12,864
訪問介護	15,054		13,951		15,399	
訪問入浴介護	667	1	599	0	653	1
訪問看護	13,811	1,878	13,249	1,776	15,435	2,097
訪問リハビリテーション	2,125	279	2,219	327	2,681	432
通所介護	12,977		12,445		14,293	
通所リハビリテーション	6,669	1,999	6,362	2,055	7,119	2,222
短期入所サービス	2,424	81	2,285	84	2,733	106
短期入所生活介護	1,932	73	1,834	75	2,165	94
短期入所療養介護（介護老人保健施設）	481	9	443	10	558	12
短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）	9	0	7	0	9	0
短期入所療養介護（介護医療院）	2	0	2	0	2	0
特定施設入居者生活介護	3,632	611	3,661	612	3,756	620
居宅療養管理指導	20,538	1,034	20,304	1,105	24,386	1,437
福祉用具貸与	35,258	7,554	33,517	7,281	37,868	8,482
特定福祉用具販売	548	171	604	198	605	200
住宅改修	557	231	586	253	573	250
居宅介護支援・介護予防支援	50,330	10,488	47,246	9,966	53,142	11,676
地域密着型サービス利用者数【実数】（F）	18,244	174	17,062	157	19,002	190
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	3,683		3,567		4,111	
夜間対応型訪問介護	68		53		52	
地域密着型通所介護	5,717		5,282		5,754	
認知症対応型通所介護	632	5	582	3	622	2
小規模多機能型居宅介護	3,383	161	3,117	160	3,484	179
認知症対応型共同生活介護	4,274	9	4,318	9	4,345	10
地域密着型特定施設入居者生活介護	13		13		14	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	299		299		272	
看護小規模多機能型居宅介護	705		787		972	
施設サービス利用者数【実数】（G）	10,544		9,707		10,761	
介護老人福祉施設	5,918		6,012		6,170	
介護老人保健施設	3,904		3,863		3,906	
介護療養型医療施設	215		127		85	
介護医療院	507		584		601	
第 1 号認定率（C/A）	20.9%		21.1%		21.4%	
要介護等認定者のサービス利用率（D/B）	76.4%		70.9%		77.6%	
居宅サービスの利用率（E/D）	67.5%		68.0%		68.2%	
地域密着型サービスの利用率（F/D）	20.6%		20.4%		20.3%	
施設サービスの利用率（G/D）	11.9%		11.6%		11.5%	

※ 1 被保険者数と要介護等認定者数は各月末現在の平均

※ 2 サービス利用者数のうち【実数】については、その内訳の合計とは一致しない（同一人が複数のサービスを利用する場合があるため）

※ 3 令和 4 年度・5 年度の数値は暫定値

保険給付費執行状況（サービス種別）（令和３～５年度）

（単位：円）

	令和３年度 (2021年度)	令和４年度 (2022年度)	令和５年度 (2023年度)
居宅（介護予防）サービス	57,207,215,728	59,197,085,648	63,041,968,471
訪問サービス	25,482,549,445	26,856,619,201	28,954,915,185
訪問介護	14,990,803,453	15,552,306,190	16,521,279,282
訪問入浴介護	447,441,181	429,185,058	429,736,655
訪問看護	6,428,111,783	6,776,823,988	7,271,975,859
訪問リハビリテーション	859,279,110	972,695,334	1,100,475,166
居宅療養管理指導	2,756,913,918	3,125,608,631	3,631,448,223
通所サービス	13,401,138,285	13,662,570,595	14,642,077,581
通所介護	9,023,125,961	9,272,615,535	9,961,972,882
通所リハビリテーション	4,378,012,324	4,389,955,060	4,680,104,699
短期入所サービス	2,900,952,903	2,847,886,572	3,103,718,392
短期入所生活介護	2,369,359,594	2,342,074,169	2,509,501,020
短期入所療養介護（介護老人保健施設）	521,334,515	495,865,055	582,859,471
短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）	7,913,530	7,283,088	8,507,386
短期入所療養介護（介護医療院）	2,345,264	2,664,260	2,850,515
福祉用具・住宅改修サービス	5,350,167,835	5,640,211,046	5,957,308,413
福祉用具貸与	4,568,943,230	4,818,090,903	5,106,647,030
特定福祉用具販売	221,509,652	248,280,085	257,368,971
住宅改修	559,714,953	573,840,058	593,292,412
特定施設入居者生活介護	7,556,975,304	7,701,053,237	7,982,379,794
介護予防支援・居宅介護支援	7,865,599,791	8,128,956,043	8,358,877,519
地域密着型（介護予防）サービス	29,722,013,844	30,479,380,356	31,293,026,933
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	6,005,015,349	6,399,534,672	6,827,761,788
夜間対応型訪問介護	30,870,992	24,401,866	20,235,674
地域密着型通所介護	4,448,500,489	4,403,032,627	4,440,957,783
認知症対応型通所介護	836,406,586	825,288,147	800,626,574
小規模多機能型居宅介護	7,824,318,809	7,909,530,171	8,231,912,154
認知症対応型共同生活介護	13,430,892,296	13,704,005,198	13,959,205,289
地域密着型特定施設入居者生活介護	30,797,310	28,219,159	31,703,978
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1,030,278,187	1,052,999,696	970,872,605
複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	2,089,949,175	2,531,903,492	2,837,512,876
施設サービス	36,069,607,157	36,305,300,735	37,248,446,242
介護老人福祉施設	19,082,969,782	19,488,510,752	20,243,531,734
介護老人保健施設	13,757,196,289	13,661,674,994	13,885,615,493
介護療養型医療施設	906,013,277	510,642,172	348,371,708
介護医療院	2,323,427,809	2,644,472,817	2,770,927,307
特定入所者介護サービス費	3,051,272,800	2,585,722,788	2,603,124,656
高額介護サービス費	4,168,185,597	4,122,068,612	4,354,760,859
審査支払手数料	150,521,981	157,364,386	165,978,333
高額医療合算介護サービス費	575,509,832	566,503,245	581,024,800
総計	130,944,326,939	133,413,425,770	139,288,330,294

地域密着型サービス事業者の指定事業所数（令和4～6年）

■地域密着型サービスの指定事業所数（各年 7 月 1 日現在）

（単位：事業所）

サービス種類	R4	R5	R6
定期巡回・随時対応訪問介護看護	78	81	85
夜間対応型訪問介護	3	3	3
地域密着型通所介護	288	278	260
認知症対応型通所介護	63	59	59
小規模多機能型居宅介護	169	175	174
認知症対応型共同生活介護	266	267	271
看護小規模多機能型居宅介護	41	45	48
地域密着型特定施設入居者生活介護	1	1	1
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	11	11	10
合計	920	920	911